

# 賠償金のご請求について(間接被害を受けられた方)

## 【対象となる方】

「本件事故」と相当因果関係を有する間接被害<sup>※1</sup>を受けた方が賠償の対象となります。

※1 間接被害とは、「本件事故」により第一次被害<sup>※2</sup>が生じたことにより、第一次被害者と一定の経済的関係にあり、当該経済的関係(取引等)に代替性がない第三者に生じた被害をいいます。

※2 第一次被害とは、「本件事故」にともない原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第3ないし第7に記載された避難指示、出荷制限指示、風評被害などにより賠償の対象となる損害をいい、第一次被害を受けられた方を第一次被害者といいます。

## 【対象となる損害】

事業の性格上、第一次被害者との取引に代替性がなく、「本件事故」と相当因果関係を有する減収分(逸失利益)および必要かつ合理的な範囲の追加的費用(賠償の対象となる損害例)

- ・ 事業の性質上、販売先が地域的に限られており、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等にもなって必然的に被害が生じたもの
- ・ 事業の性質上、調達先が地域的に限られており、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等にもなって必然的に被害が生じたもの
- ・ 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られており、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等にもなって必然的に被害が生じたもの
- ・ 第一次被害者との取引が法令により義務付けられている場合で、第一次被害者との取引にもなって必然的に被害が生じたもの

## 【ご請求対象期間について】

ご請求開始月より最大12ヶ月間(1年間)となります。  
※ご請求対象期間の詳細についてはご相談下さい。

## 【賠償金額】

### 1. 逸失利益

間接被害により支障が生じた事業に係る逸失利益をお支払いいたします。  
(第一次被害が生じたために間接被害者において必然的に生じた減収分の金額)

### 2. 追加的費用

第一次被害が生じたために間接被害者が負担を余儀なくされた必要かつ合理的な範囲の追加的費用をお支払いいたします。  
実費(出金およびその内容を確認できる書類(領収書、請求書および金融機関の振込明細等)をご添付ください)

## 【賠償金額の算出方法】

### 逸失利益

・「指針」で示されている考え方<sup>※1</sup>を基本としてご算出ください。

※1 「本件事故」がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、「本件事故」がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額(「本件事故」により負担を免れた費用)を控除した額

-----  
<原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>

東京電力 福島原子力補償相談室(コールセンター)

電話番号:0120-926-404

受付時間:午前9時~午後9時

## 【お手続きを進めさせていただくにあたりご提出頂く書類】

確認させていただく事項	ご送付いただく書類 <sup>※1</sup> <sup>※2</sup>
ご請求者さまの情報	【個人事業主の方】 ・ 事業主さまご本人の住民票(原本) 【法人の方】 ・ 商業・法人登記簿謄本(登記事項証明書(全部事項証明書))(原本)
平成23年3月11日時点で「損害の発生した事業所の所在地」において活動していたこと	【個人事業主の方】 ・ 直近の事業所得金額を証明する納税証明書 ・ 直近の事業税の納税証明書 ・ 行政機関または所属団体による証明書等のいずれか1つ 【法人の方】 ・ 直近の法人税の納税証明書 ・ 直近の事業税の納税証明書 ・ 行政機関または所属団体による証明書等のいずれか1つ
収入の証明	【個人事業主の方】 <sup>※3</sup> ・ 平成22年分の確定申告書 ・ 平成22年を基準年度とすることが適さない場合、平成20または21年分の確定申告書 【法人の方】 <sup>※3</sup> ・ 「平成23年3月11日を含む事業年度前の事業年度」の税務申告書および添付書類または監査報告等を受けた決算書、収支計算書等 ・ 「平成23年3月11日を含む事業年度前の事業年度」を基準年度とすることが適さない場合、平成20~22年度のいずれかの税務申告書および添付書類または監査報告等を受けた決算書、収支計算書等
第一次被害者との取引関係および当該取引に代替性がないこと	例として以下のような書類が考えられます。 ・ 取引基本契約書 ・ 注文書 ・ 営業管理資料 ・ 技術的資料 ・ 会社案内、ホームページの印刷物等
間接被害の発生期間	例として以下のような書類が考えられます。 ・ 販売管理資料 ・ 製品等の生産記録 ・ 原材料等の受払記録等
逸失利益の算出根拠	例として以下のような書類が考えられます。 ・ キャンセルされた売上に関する取引先からの通知、社内資料 ・ 原価に関する資料 ・ 当該部門の損益計算書(間接被害発生期間、前年同期、前年通期)等
追加的費用	・ 出金およびその内容を確認できる書類(領収書、請求書および金融機関の振込明細書等)

※1 過去にご提出いただいている書類は、対象期間によって請求内容が異なる場合および変更がある場合を除き再度ご提出いただく必要はございません。

※2 各種証明書類のうち原本の指定のない書類につきましては、コピーをご送付ください。コピーをご送付いただいた書類につきましては弊社より、原本を確認させていただく場合がございます。

※3 ご請求の内容によっては、ご請求期間に係る申告書等を後日ご提出いただく場合がございます。